

平成 30 年 8 月 31 日

組合員・利用者の皆さまへ

いずみの農業協同組合
代表理事組合長 杉本 昇

不祥事件の発生について

この度、当組合において職員による不祥事件が下記のとおり発生いたしました。かかる事態を重く受け止め、組合員を始め利用者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当組合の職員（男性・35歳・渉外担当）が、平成25年5月から平成30年4月にかけて、キャンペーンで金利が有利になる時まで証書をお預かりしておきますなどと言って、継続目的でお預かりした定期貯金の解約金の流用等を繰り返した結果、累計金額12,483万円（実被害額1,500万円）の横領事件が発生いたしました。横領に至った動機については、自身の成績をあげるために知人等に依頼して共済の借名契約を多数結び、そのための掛金捻出が主な動機です。

なお、横領による実被害額については発覚当日（平成30年4月16日）に当該職員より全額回収しております。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには訪問のうえ事実関係をご説明して深くお詫び申し上げご理解を賜るとともに、貯金については全額弁済し経過利息の支払いをさせていただいております。

また、当該職員がこれまで担当した過去の取引について全て調査を行った結果、類似の不祥事案がないことを確認済みです。

3. 関係機関への届け出

本件については、監督官庁への届け出とともに、警察への告訴を行いました。

4. 関係者の処分

当該職員は、平成30年5月31日付で懲戒解雇処分といたしました。
また、関係者等についても厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

法令遵守を経営の最重要課題と位置づけ、二度とこのような不祥事件を起こさぬよう、役職員一丸となって再発防止に取り組み、内部管理体制の強化と信頼回復に努めてまいりますので、重ねてお詫びを申し上げますとともに、今後ともご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

総務部 総合監理課 TEL 072-439-2392